

論点 2

国際基準との整合

1. 現状と課題

IUCN（国際自然保護連合：International Union for Conservation of Nature and Natural Resources）では、管理の目的に応じて保護地域※1を6つのカテゴリー※2に分類している。

世界保護地域データベース（WDPA）に登録している保護林は、森林生態系保護地域のみで、IUCNカテゴリーはⅡ（国立公園）、Ⅳ（種と生息地管理地域）、Ⅴ（陸域景観保護地域）となっている。

現状は、管理の目的に応じた分類になっておらず、また、森林生態系保護地域以外の保護林は分類の対象となっていない。

※1 生物多様性及び自然資源や関連した文化的資源の保護を目的として、法的に若しくは他の効果的手法により管理される、陸域または海域。

※2 このカテゴリーが各国に存在する保護地域の数、面積を比較する唯一の手段。

2. 検討の方向性

保護林という保護地域を世界に「見える化」するためには、国際基準における保護林の位置付けを明確にし、世界保護地域データベース（WDPA）に掲載しておく必要がある。このため、すべての保護林を対象に、IUCNカテゴリーのいずれかに分類しておく必要がある。分類に当たっては、管理の目的等を踏まえ、管理を担う地域が自主的に決められる仕組みとする必要がある。

3. 分類のイメージ

IUCNカテゴリーは、人為の影響の強弱により、厳正保護地域から資源管理地域まで分類されており、保護林の種類ごとに当てはめられるIUCNカテゴリーは限定されると考えるのが合理的である。

例えば、森林生態系保護地域は、Ⅰa（厳正保護地域）、Ⅰb（原生自然地域）、Ⅱ（国立公園）のカテゴリーの中から、地域とともに保護林の利用・管理について考え、カテゴリーを選択するという仕組みを想定している。

4. 効果のイメージ

保護林制度の存在そのもの、管理の目的、大きさなどが世界的に認知されることとなる。また、適切に分類された保護林がグリーンリスト※3に掲載される可能性があり、掲載により他の保護地域の管理水準向上に寄与できることとなる。

さらに、地域とともに考え、カテゴリーを選択してゆく仕組みとなれば、地域における保護林の管理水準や意識の向上が期待できる。

※3：良く管理されている保護地域のリスト。現在は試験的な段階。